

プロポーザル審査募集要領等に関する回答書

【事業名：令和8年度 福島県高校生等奨学給付金事務処理職員派遣業務】

令和8年5月28日

回答一覧

質問No.	質問該当箇所	質問	回答
1	【仕様書「5 派遣労働者の勤務日及び勤務時間」】（1）	・県は、業務の都合により就業日を変更することができるとありますが、就業日の変更は何日程度前にわかりますでしょうか？また変更後に週6日等の連続勤務となった場合は時間外勤務として割増料金を請求することは可能でしょうか。	就業日の変更は1週間程度前にわかります。また、週6日等の連続勤務となることはありません。
2	【仕様書「5 派遣労働者の勤務日及び勤務時間」】（4）	・県は、業務の都合により勤務時間の短縮を行うことができることとし、短縮した時間を勤務日に振替えることができると記載がありますが、短縮した分を他の日に振り替えた結果、1日あたりの勤務時間が8時間を超過した部分は時間外勤務として割増料金を請求することは可能でしょうか。	1日あたりの勤務時間が8時間を超過することはありません。
3	【仕様書「6 派遣業務の内容」】	・仕様書に記載いただいている対象業務に関しては、書類審査・データ入力等が想定されますが、書類不備時の確認業務（電話連絡）等は本業務に含まれる想定でしょうか。	本業務に含まれます。
4	【仕様書「7 派遣労働者の条件」】	・派遣労働者に求めるスキルや資質について、事務処理能力、コミュニケーション能力、守秘義務意識等の中で、特に重視されるポイントの優先順位についてご教示ください。	【募集要領の「9 企画提案書の評価基準、審査方法」】（1）の評価基準のとおりです。